

地基企第 22 号
令和 4 年 6 月 17 日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 小池 裕 昭
(公印省略)

「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

標記の件については、「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（平成 20 年 12 月 1 日地基企第 79 号。以下「取扱通知」という。）」により通知しているところですが、この度、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）が、令和 4 年 6 月 17 日から施行され、特別遺族給付金の請求期限の延長及び支給対象の拡大等の措置が講じられることとなりました。

このため、地方公務員災害補償制度においても、改正法の趣旨にかんがみ、遺族補償にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて、総務省自治行政局公務員部長通知（令和 4 年 6 月 17 日総行安第 26 号）の趣旨を踏まえ、取扱通知の一部を下記のとおり改正しましたので、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

記の 1 の（1）中「平成 33 年 3 月 27 日」を「令和 13 年 3 月 27 日」に、「平成 28 年 3 月 26 日」を「令和 8 年 3 月 26 日」に改め、記の 1 の（3）中「平成 34 年 3 月 27 日」を「令和 14 年 3 月 27 日」に改め、記の 4 中「平成 18 年 2 月 9 日付け基発第 0209001 号」を「平成 24 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 2 号」に改める。